



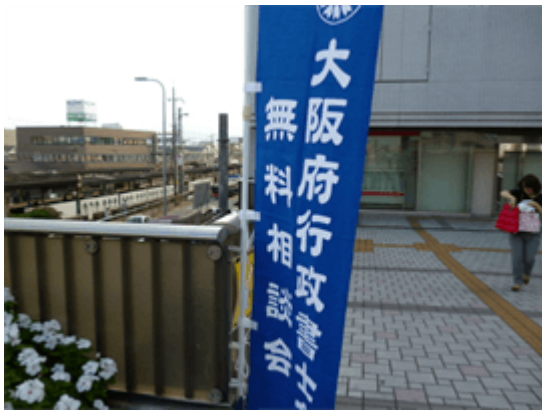
発行者：南大阪支部 広報部 編集：広報担当

平成 26 年 3 月発行

### 【事業活動報告】

#### 【行政書士制度広報月間】

毎年 10 月は「行政書士制度広報月間」となっており、この期間大阪府行政書士会の各支部において行政書士制度の普及を目的として広報活動が行われます。具体的には府内の関係官公署や市町村およびその出先機関に対し、行政書士制度の理解と PR のためポスター掲示依頼活動を行う、本会・各支部における無料相談会等の告知活動を行う、といった形です。



南大阪支部では 10 月のこの期間、それぞれ市町村の最寄り駅や、地域によってはお祭りが開催されている場所などでティッシュ等の広報用配布物を配り、行政書士の存在や無料相談会のアピールを行っています。これらは有志の協力によって行われており、今年もたくさんの支部会員に参加していただきました。



また、25 年度はこの広報月間のアピールの一つとして南大阪支部内の主要な駅構内に無料相談開催案内を添付したポスターの掲示を行いました。ポスターを掲示した駅は、藤井寺駅、河内松原駅、古市駅、喜志駅、金剛駅（南海）、河内長野駅（南海）の計 6 駅。それぞれ掲示期間は 1 週間ずつです。



河内松原駅



藤井寺駅

### 【正副支部長会議】

平成 25 年 10 月 29 日（火）、大阪府行政書士会本会にて正副支部長合同会議が開催されました。これは大阪府行政書士会内の 16 支部より、それぞれ支部長及び副支部長が出席し、各支部の間での情報交換を行うという場です。とはいっても全ての支部とディスカッションを行ってはいけませんので、抽選や自由選択を組み合わせることで 4 支部との意見・情報交換を行う形になります。



今回南大阪支部とディスカッションを行ったのは東大阪支部、泉州支部、北支部、淀川支部の 4 支部でした。支部研修や支部会費についてなど支部によって内情は全く違い、なかなか他支部の事を知る機会もないので重要な情報交換が行えたと思います。そんな中で最も中心となった話題は無料相談会についてでした。無料相談会の開催と運営については、支部によって全くとらえ方が違っていたので非常に興味深いところでした。

**【第 5 回支部三役会】**

平成 25 年 11 月 2 日(土)、富田林市民会館において支部役員会に先立ち支部三役会が開催され、同日開催の役員会に付される議題について協議が行われました。

**【第 5 回支部役員会】**

平成 25 年 11 月 2 日(土)、富田林市民会館において支部役員会が開催されました。10 月に開催された広報月間の報告、協力のお礼、正副支部長会議の報告等が行われました。また年末から年始にかけての各部会の予定についても協議が行われました。

**【支部研修会】**

平成 25 年 12 月 7 日(土)、藤井寺市立市民総合会館において支部研修会が開催されました。

テーマ：土地家屋調査士業務の概要と行政書士業務との関連～一兼業者の視点から

講師：原俊広会員

行政書士の隣接士業である土地家屋調査士の業務内容、及び行政書士業務と関連する部分や連携について研修を行っていただきました。講師は行政書士と土地家屋調査士を兼業されている原俊広会員です。

まずは土地家屋調査士についての基本的な用語や業務内容の解説、そしてオンラインを利用した登記情報の取得の具体的な手順、後半は実際の事例を基にした相続・遺言業務での注意点、相続人が海外にいた場合の手続などなどボリューム一杯の研修内容でした。遺言・相続業務については行政書士業務とも密接に関係する部分なので、聞いていて勉強になる点が多いです。また個人的には、前半部分でさらっと触れられていた土地家屋調査士業務の料金体系などが、あまり他では聞けない事もありとても興味深かったと思います。



今回の研修は、会場のプロジェクターを使用し、パソコン操作画面の説明や事例解説での資料や写真などを大画面に写しながら行われました。画像や写真などがあると視覚的に非常に理解

がしやすくなります。これまで普段の南大阪支部の研修ではプロジェクターなどを使うことが少なく、今回は試験的にという話でしたが、かなり講義内容がわかりやすくなっていました。

### 【支部忘年会】

平成25年12月7日（土）支部研修終了後、藤井寺市にある「元気道場 ともだち」にて南大阪支部の忘年会が開かれました。

午後6時より中山支部長の挨拶から始まり、その後土井正親副会長からの挨拶を挟み、吉村脩会員の乾杯により開始。途中で新入会員の豊泉浩司会員と八島正幸会員の自己紹介も挟みつつ忘年会は進行し、最後は西野大樹会員の締めにより閉会。多少の微笑ましいトラブルはありながらも、盛況のうちに2時間ほどで忘年会は終了しました。

なお、今回の忘年会には他支部から3名の会員が参加されています。



### 【新年賀詞交歓会】

平成26年1月10日（金）、南港近くにあるハイアットリージェンシー大阪で大阪府行政書士会主催の新年賀詞交歓会が開催されました。この交歓会は毎年1月頃に、知事・国会議員・府・市議会議員・関係官庁の担当官等の来賓を招いて開催される、大阪府行政書士会の恒例行事です。年の初めの交流会のような意味合いもあり、南大阪支部からも多数の会員が参加されました。



**【第 6 回支部三役会】**

平成 26 年 1 月 11 日(土)、富田林市民会館において支部役員会に先立ち支部三役会が開催され、同日開催の役員会に付される議題について協議が行われました。

**【第 6 回支部役員会】**

平成 26 年 1 月 11 日(土)、富田林市民会館において支部役員会が開催されました。年末年始の各部会からの報告及び今年度の残りの事業計画についての発表が行われました。また、4 月に開催される支部総会に向けての検討事項について協議が行われました。

**【無料相談会意見交換会】**

平成 26 年 2 月 15 日(土)、富田林市民会館において支部無料相談会の意見交換会が行われました。現在、南大阪支部では松原市、羽曳野市、富田林市、藤井寺市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村の 6 市 2 町 1 村にて無料相談会が定期的に行われております。その各市町村の無料相談責任者、および相談員が参加し、無料相談会のルールの確認や変更点等、また今後の方向性などについて意見の交換が行われました。

**【支部研修会】**

平成 26 年 2 月 22 日(土)、藤井寺市民総合会館において支部研修会が開催されました。

テーマ：知っておきたい時効の話 ～取得時効と消滅時効を中心に～

講師：吉村脩会員

研修のテーマは「時効」についてです。

民法を勉強する際、おそらくかなり最初のうちに触れるのがこの「時効」の制度だと思います。時効制度はそれ単体で完結するものではなく、民法上・商法上等の他の様々な法律とも関係してくるものです。そして実務上、特に民事法務の分野においては相談者の利益を左右するほど重要な場合もあります。



今回の講義では、まず学問上の時効についての定義と具体例を基にした説明から始まり、効果、根拠、要件、中断、援用、利益放棄などなど詳細な解説を行っていただきました。

実務において時効制度に関連して相談を受ける場合、「消滅時効の援用」のように「援用をする側」なのか「援用をされる側」なのか相談者の立ち位置によって利益が真逆になるケースがあります。そういった際、相談者の求めている事に対する説明の仕方など非常に勉強になりました。

また途中で参加者を指名しての質問・応答などの場面も多く、単純に話を聞くだけではない参加型の研修内容だったと思います。

研修終了後、希望者が集まり近くのお店で懇親会が開かれました。

この懇親会には他支部から今回の研修に出席された会員も参加されています。

### 【大阪狭山市表敬訪問】

平成 26 年 3 月 3 日（月）、大阪狭山市の吉田友好市長を表敬訪問しました。今回の訪問では、日頃の無料相談会開催と施設利用等のお礼、また今後の市と行政書士会の協力関係の充実をお願いしています。参加者は中山支部長、山下副支部長、川村副支部長及び山野会員の 4 名です。

### 【第 7 回支部三役会】

平成 26 年 3 月 8 日（土）、富田林市民会館において支部役員会に先立ち支部三役会が開催され、同日開催の役員会に付される議題について協議が行われました。

### 【第 7 回支部役員会】

平成 26 年 3 月 8 日（土）、富田林市民会館において支部役員会が開催されました。各部会からの報告・事業計画とともに、4 月開催予定の支部総会において付される事業報告と事業計画、それ以外の決議事項について協議が行われました。

### 【編集後記】

バタバタした年末年始が終わったかと思えばいつの間にかもう 3 月です。4 月になれば税金等様々な法制度の改正があります。制度が大きく変わる瞬間は士業にとって新しい仕事生まれるタイミングでもあるので、ガツガツ情報収集しつつもゆっくりやっていきましょう。

（榎田啓）

**【南大阪支部に新規に入会された会員の紹介】**

平成 25 年 11 月から平成 26 年 2 月の期間に入会されました会員の方に、主に次の 2 項目をアンケート方式によりお尋ねしました。

## 「質問 1」

行政書士としてやっていくにあたり、メインとしてやっていきたい業務は何ですか？

また、その理由は？

## 「質問 2」

行政書士業務、もしくはその他の事でも構いませんので、先輩会員に聞いてみたいことはなんですか？

以上の質問に関して、今回ご回答頂きました新入会員の皆様を紹介いたします。

**■八島正幸 会員**

回答：1

自動車登録申請、自動車保管場所証明書（届出書）等の業務を行っております。

回答：2

新前ですが、地域に役立つ行政書士となるため、これから少しずつ勉強していきたいと思っています。

ご指導、ご鞭撻よろしく申し上げます。

**■宮下渉 会員**

回答：1

建設業許可・各種法人の設立をメイン業務にできればと考えております。

建設業許可については少し経験があること、各種法人の設立については、現在、起業する方が増加しており、法人の種類も豊富になっているなかでこの分野のプロとして支援していきたいと考えているからです。

回答：2

他士業（司法書士・税理士等）の先生方との連携、交流のしかたについてお聞きしたいです。

## ■豊泉浩司 会員



回答：1

広く住民のみなさんや中小企業経営者の方の相談にのれるよう全般的に仕事ができるようになればと思っております。ただ、許認可業務は先輩がされておりますので、新規参入者をサポートできる準備はしておこうと思っております。また、地域性からも相続、遺言、贈与は外せないと思っております。

私の場合は、市役所を早期退職し、療養明けの再スタートです。いろんな方に恩返しできればと地域や社会貢献型の行政書士をめざしております。

農業支援に興味があり、いずれは農業生産法人を立ち上げたいと思っていますので、この分野を極めることができればと考えています。

回答：2

わからないことばかりなので、いろいろご教示お願いします。

現時点では、成年後見（研修未）、風営法関係（何となく合わないようで）は、もし相談があれば、地元の先生を紹介させて頂きますので、お手を上げてください。

私の場合は、組合活動をしておりましたので、大阪市役所と河内長野市はもちろん、大阪府下の大抵の役所関係にはそれなりに人脈があります。必要な時は尋ねてください。

よろしく願いいたします。

## ■花田彩絵 会員



回答：1

成年後見、相続、離婚協議など民事法務関連を中心に、地域密着型として小さな相談から、自分に出来る事を積極的に取り組んでいければと思っております。

回答：2

1年目のご活動についてお聞きしたいです。何卒ご教授の程、宜しくお願い申し上げます。

---

今回紹介しています新入会員の先生方には、今後支部の行事等で会う機会もあるかと思えます。是非、既会員の方から声を掛けるなど支部会員間での親睦や交流を深めていけますよう、宜しくお願いいたします。